# JAデータ伝送サービス (AnserDATAPORT方式) 利用規定

# 第1章 総則

1 サービスの内容

(1) (省略)

(2) 契約者は、本サービスにより占有するパソコンやホストコンピュータ等(以下、「パソコン等」といいます。)により、自治体とはLGWAN(行政専用のネットワーク)、企業等とはConnecure(閉域ネットワーク)またはインターネット(回線接続サービスである全銀ファイル伝送(VALUX)を利用)を通じて、JAデータ伝送サービス(AnserDATAPORT方式)利用規定(以下、「本規定」といいます。)で定める方法を利用して振込依頼・口座振替請求などの処理依頼明細データ(以下、「依頼明細」といいます。)や依頼明細に添付した企業間の商取引に関する情報(以下、「金融EDI情報」といいます。)を当組合に送ったり、振込入金や入出金取引明細などの通知対象取引明細データ(以下、「通知明細」といいます。)や通知明細に添付された金融EDI情報を当組合から受け取ったりすることができます。

#### 2 サービスの種類

(削除) 本サービスによる受託業務には、基本サービスと通知サービスの<u>2</u>種類があり、その内容は次のとおりとします。

(1) 基本サービス

(省 略)

- a (省略)
- b (省略)
- c (省 略)
- d (省略)
- e (省 略)
- f (省 略)

契約者は、以下の日時までに、依頼明細のデータ伝送を完了するものとします。

**a** 総合振込、口座振込

(省 略)

b 給与振込、賞与振込

振込指定日の3営業日前の14時30分まで (照合データは3営業日前の15時00分まで)

c 口座振替

振替日の2営業日前の14時30分まで(照合データは2営業日前の15時00分まで)

### 改正前

# JAデータ伝送サービス (AnserDATAPORT方式) 利用規定

#### 第1章 総則

# 第1条【サービスの内容】

1 (省略)

2 契約者は、本サービスにより占有するパソコンやホストコンピュータ等(以下、「パソコン等」といいます。)により、自治体とはLGWAN(行政専用のネットワーク)、企業等とはConnecure(閉域ネットワーク)またはインターネット(回線接続サービスである全銀ファイル伝送(VALUX)を利用)を通じて、JAデータ伝送サービス(AnserDATAPORT方式)利用規定(以下、「本規定」といいます。)で定める方法を利用して振込依頼・口座振替請求などの処理依頼明細データ(以下、「依頼明細」といいます。)や依頼明細に添付した企業間の商取引に関する情報(以下、「金融EDI情報」といいます。)を当組合に送ったり、振込入金や入出金取引明細などの通知対象取引明細データ(以下、「通知明細」といいます。)や通知明細に添付された金融EDI情報を当組合から受け取ったりすることができます。

# 第2条【サービスの種類】

1 本サービスによる受託業務には、基本サービスと通知サービスの2種類があり、その内容は次のとおりとします。

(1) 基本サービス

(省 略)

- ① (省略)
- ② (省略)
- ③ (省略)
- 4 (省略)
- ⑤ (省 略)
- 6 (省略)

契約者は、以下の日時までに、依頼明細のデータ伝送を完了するものとします。

① 総合振込、口座振込

(省 略)

② 給与振込、賞与振込

振込指定日の3営業日前の14時30分まで(照合データは3営業日前の15時00分まで)

① 口座振替

振替日の2営業日前の14時30分まで(照合データは2営業日前の15時00分まで)

改 正 後 改正前 (2) 通知サービス (2) 通知サービス (省 略) (省 略) <u>a</u> (省略) ① (省略) b (省 略) 2 (省略) <u>(3)</u> (省 略) (3) (省 略) 3 利用資格 第3条【利用資格】 (1) 本サービスの契約者は、次のaからcすべてに該当する方とします。 1 本サービスの契約者は、次の各号すべてに該当する方とします。 (1) (省略) a (省略) b (省略) (2) (省 略) <u>c</u> (省 略) (3) (省略) (2) 本条(1)に該当する場合でも、当組合は、次の場合には利用申込みを承諾しないことがあります。 2 本条1項に該当する場合でも、当組合は、次の場合には利用申込(追加)を承諾しないことがあり なお、契約者は、この不承諾につき異議を述べないものとします。 ます。なお、契約者は、この不承諾につき異議を述べないものとします。 a 利用申込み時に虚偽の事項を届け出たことが判明したとき。 (1) 利用申込(追加)時に虚偽の事項を届(追加)出たことが判明したとき(追加) b その他、当組合が利用を不適当と判断したとき。 (2) その他、当組合が利用を不適当と判断したとき(追加) 4 反社会勢力との取引拒絶 第4条【反社会勢力との取引拒絶】 本サービスは (削除) 第17条(2)a(i)①から⑥、および(j)①から⑤のいずれにも該当しない場合に 本サービスは、第17条2(10)①から⑥、および(11)①から⑤のいずれにも該当しない場合に 利用することができ、第 $\underline{17}$ 条 $\underline{(2)a(i)}$ ①から⑥、および $\underline{(j)}$ ①から⑤の $\underline{-}$ つにでも該当する場合は、当  $\boxed{1}$ 利用することができ、第 $\underline{17}$ 条 $\underline{2(10)}$ ①から⑥、および $\underline{(11)}$ ①から⑤の $\underline{1}$ つにでも該当する場合 組合は本サービスの利用申込みをお断りするものとします。 は、当組合は本サービスの利用申込(追加)をお断りするものとします。 5 サービスの利用開始 第5条【サービスの利用開始】 (省 略) (省 略) 6 通知手段 第6条【通知手段】 (省 略) (省 略) 7 取扱手数料 第7条【取扱手数料】 1 (省略) <u>(1)</u> (省 略) (2) (省略) 2 (省略) (3) (省略) 3 (省略)

改 正 後 改正前 8 利用時間 第8条【利用時間】 (省 略) (省 略) 9 データ伝送接続条件 第9条【データ伝送接続条件】 (省 略) (省 略) 10 データの仕様 第10条【データの仕様】 (省 略) (省 略) 11 伝送意思確認 第11条【伝送意思確認】 (省 略) (省 略) (1) 契約者は依頼明細を伝送する都度、合計件数等の照合に必要な情報を入力した照合データを作成 (1)契約者は依頼明細を伝送する都度、合計件数等の照合に必要な情報を入力した照合データを作 し伝送を行うものとします。 成し伝送を行う(追加)。 (2) 当組合は、依頼明細と照合データを突合し一致した場合、依頼明細を受け付けます。 (2) 当組合は、依頼明細と照合データを突合し一致した場合、依頼明細を受け付ける。 12 サービスの休止 第12条【サービスの休止】 (1) (省略) 1 (省略) (2) ただし、本条(1)の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ない場合に限り、当組合は契約者へ事前 2 ただし、<br />
前項の規定にかかわらず、<br />
緊急かつやむを得ない場合に限り、<br />
当組合は契約者へ事前に通 に通知することなく、本サービスを一時停止または中止できるものとします。 知することなく、本サービスを一時停止または中止できるものとします。 13 届出事項の変更 第13条【届出事項の変更】 (省 略) (省 略) 14 規定の内容および利用方法の変更 第14条【規定の内容および利用方法の変更】 (1) (省略) 1 (省略) (2) 本条(1)による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当組合のホームページ等でお知らせし、公 2 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当組合のホームページ等でお知らせし、公表 表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。なお、本規定等の変更後に の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。なお、本規定等の変更後に契 契約者が新たに本サービスを利用したときは、変更後の本規定等を承認したものとみなします。 約者が新たに本サービスを利用したときは、変更後の本規定等を承認したものとみなします。 第15条【関係規定の適用・準用】 15 関係規定の適用・準用 (1) (省 略) 1 (省 略) (2) (省略) 2 (省略)

#### 16 契約期間

契約の当初契約期間は、当組合所定の書類に記載されている申込日から起算して1年間とし、契約 | し、以後も同様とします。

# 17 サービスの解約

- (1) 契約者からの解約
  - <u>a</u> (省 略)
  - <u>b</u> (省 略)
- (2) 当組合からの解約
  - a 契約者に次の(a)から(o)の事由が一つでも生じたときは、当組合は契約者に事前に通知するこ となく、本サービスを解約することができるものとします。ただし、解約の効力は契約者の当組 合に対する届出住所に対し、当組合が解約通知を発送したときに生じるものとします。
  - (a) (省 略)
  - (b) (省略)
  - (c) 住所変更の届出を怠るなど契約者の責めに帰すべき事由によって、当組合において契約者の 所在が不明になったとき。
  - (d) (省略)
  - (e) (省 略)
  - (f) 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき。
  - (g) (省 略)

#### (削除)

- (h) 本 (削除) 規定および取引約定に違反したと当組合が認めたとき。
- (i) 契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
- ①から⑤ (省 略)
- ⑥ その他前①から⑤に準ずる者
- (j) 契約者が、自らまたは第三者を利用して次の<u>いずれか</u>に該当する行為をした場合 ①から④ (省略)
- ⑤ その他前①から④に準ずる行為
- ⑥ 契約者・当組合間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当組合が認める行為
- (k) 本サービスが法令等(マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みま す。) や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当組合が判断した場

改正前

#### 第16条【契約期間】

契約の当初契約期間は、当組合所定の書類に記載されている申込日から起算して1年間とし、契約者 者または当組合からの特段の申し出がない限り、 契約期間満了の翌日から1年間継続されるものと│または当組合からの特段の申し出がない限り、 契約期間満了の翌日から1年間継続されるものとし、以 後も同様とします。

# 第17条【サービスの解約】

- 1 契約者からの解約
- (1) (省 略)
- (2) (省 略)
- 2 当組合からの解約
- (追加)契約者に次の各号の事由が1つでも生じたときは、当組合は契約者に事前に通知することなく、 本サービスを解約することができるものとします。ただし、解約の効力は契約者の当組合に対する 届出住所に対し、当組合が解約通知を発送したときに生じるものとします。
- (1) (省 略)
- (2) (省 略)
- (3) 住所変更の届出を怠るなど契約者の責(追加) に帰すべき事由によって、当組合において契約者 の所在が不明になったとき。
- (4) (省 略)
- (5) (省略)
- (6) 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき。
- (7) (省略)
- (8) 当組合への本規定に基づく届出事項について、虚偽の事項を通知したことが判明したとき。
- (9) 本利用規定および取引約定に違反したと当組合が認めたとき。
- (10) 契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
  - ①から⑤ (省 略)
  - ⑥ その他前各号に準ずる者
- (11) 契約者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
  - ①から④ (省略)
  - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- (12) 契約者・当組合間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと当組合が認めたとき

(追加)

改 正 後 改正前 合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当組合が判断した場合 (1) 契約者が当組合に届け出た事項(本サービスに関連して届け出た事項に限られません。)の (追加) 全部または一部につき、虚偽もしくは不正があることもしくは第三者によるなりすましがあ ることが判明した場合またはそれらの疑いがあると当組合が判断した場合 (m) 契約者が当組合に預託した資産(本サービスに関連して預託した資産に限られません。)の (追加) 全部または一部につき、犯罪行為によるなど不正に取得した疑いがあると当組合が判断した 場合 (n) 当組合が、契約者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、契約者に対し、 (追加) 各種確認や資料の提出等を求めたにもかかわらず、契約者が、当該依頼に対し正当な理由なく 別途定める期日までに応じない場合 (o) その他、当組合がサービスの中止・解約を必要とする相当の事由が発生したとき。 (13) その他、当組合がサービスの中止・解約を必要とする相当の事由が発生したとき(追加) b 当組合は、本サービスの利用として不適当であると判断した場合には、契約者にあらかじめ通知 | (追加) 当組合は、本サービスの利用として不適当であると判断した場合には、契約者にあらかじめ通知 することなく、いつでも本サービスの利用を一時停止することができます。ただし、当組合はこ することなく、いつでも本サービスの利用を一時停止することができます。ただし、当組合はこの の規定により、契約者に対して一時停止措置義務を負うものではありません。 規定により、契約者に対して一時停止措置義務を負うものではありません。 18 解約時のその他留意事項 第18条【解約時のその他留意事項】 1 (省略) (1) (省略) (2) (省略) 2 (省略) 19 譲渡、質入れ等の禁止 第19条【譲渡、質入れ等の禁止】 (省 略) (省 略) <u>20</u> 移管 第20条【移管】 (省 略) (省 略) 21 免責事項 第21条【免責事項】 (1) (省略) <u>1</u> (省略) (1) (省略) a (省 略) (2) (省略) <u>b</u> (省 略) (2) (省 略) 2 (省略) (3) 本サービスの提供にあたり、当組合が当組合所定の本人確認手段に従って本人確認を行ったうえ 3 本サービスの提供にあたり、当組合が当組合所定の本人確認手段に従って本人確認を行ったうえ で、送信者を契約者とみなして取(削除)扱いを行った場合は、コード等につき当組合の責めによ で、送信者を契約者とみなして取り扱いを行った場合は、コード等につき当組合の責めによらない

らない不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当組合は責任を負いま せん。

(4) (省略)

(5) 当組合が、本規定に基づいて契約者から提出された書類に使用された印影を届出の印章の印影と 相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取(削除)扱いを行った場合は、それらの書面 につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責 任を負いません。

# 22 業務委託の承諾

(1) (省略)

(2) (省略)

### 23 機密保持

契約者は、本サービスの利用契約に伴って知り得た相手方の情報(金融EDI情報を含みます。)につ 置は本契約の終了後も継続することとします。

#### 24 協議事項等

(1) 本規定等各条項の解釈について疑義が生じた場合、または本規定等に定めのない事項については、 当事者間で協議のうえ決定することとします。

(2) (省略)

25 準拠法·合意管轄

(省 略)

#### 第2章 基本サービス

26 総合振込・口座振込の事務委託

(1) (省 略)

(削除)

(2) 当組合は口座振込結果について、振込日当日の当組合所定の時刻から照会できるようにいたしま す。

(削除)

改正前

不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当組合は責任を負いません。

4 (省略)

5 当組合が、本規定に基づいて契約者から提出された書類に使用された印影を届出の印章の印影と 相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いを行った場合は、それらの書面につき 偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負い ません。

### 第22条【業務委託の承諾】

1 (省略)

2 (省略)

# 第23条【機密保持】

契約者は、本サービスの利用契約に伴って知り得た相手方の情報(金融EDI情報を含む。)について いては、本規定等に定める場合を除き、第三者に漏洩しないよう万全の措置を取ることとし、この措│は、本規定等に定める場合を除き、第三者に漏洩しないよう万全の措置を取ることとし、この措置は本契 約の終了後も継続することとします。

#### 第24条【協議事項等】

1 本規定等各条項の解釈について疑義を生じた場合、または本規定等に定めのない事項については、 当事者間で協議のうえ決定することとします。

2 (省略)

# 第25条【準拠法・合意管轄】

(省 略)

# 第2章 基本サービス

第26条【総合振込・口座振込の事務委託】

1 (省略)

2 口座振込にかかる振込結果について

(追加) 当組合は口座振込結果について、<mark>以下の(追加</mark>) 時刻から照会できるようにいたします。

(1) 申込いただいた振替確定時刻区分が振替日当日の営業開始前…振替日当日の当組合所定の時刻

#### (削除)

- 27 給与振込・賞与振込の事務委託
- (1) (省 略)
- (2) (省 略)
- (3) (省略)
- 28 総合振込・口座振込・給与振込・賞与振込共通
- (1) 振込先(口座振込を除きます。)として指定できる取扱店は、当組合本支店および全国銀行内国為替制度の加盟金融機関ならびに系統内国為替制度の取扱金融機関の国内本支店とし、振込を指定できる貯金口座(以下、「振込指定口座」といいます。)は当組合所定の科目とします。なお、口座振込の取扱店の範囲は、当組合および当組合と同一県内の農業協同組合・信用農業協同組合連合会の本支店とします。
- (2) (省略)
- (3) (省略)
- (4) (省略)
- (5) 振込の不能事由等

次のいずれかに該当する場合、当組合はその振込依頼はなかったものとして取<u>り</u>扱います。

- **a** 振込資金が、支払指定口座から払い戻すことができる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)を超え、当組合所定の時限までに自動引落してきなかったとき。なお、支払指定口座からの払出しが本サービスによるものに限らず複数ある場合で、その払出し総額が支払指定口座より払い出すことができる金額を超えるときは、そのいずれを払い出すかは当組合の任意とします。
- b (省略)
- c (省 略)
- d 当組合の責めによらない事由により、取引ができなかったとき。
- (6) (省略)
- (7) 依頼内容の訂正・組戻し(口座振込を除きます。)
  - **a** 振込取引において、データ送信後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店において次の訂正の手続により取り扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名または振込金額を変更する場合には、次のbに規定する組戻しの手続により取り扱います。

改正前

(2) 申込いただいた振替確定時刻区分が振替日当日の営業開始前以外…振替日の翌営業日の当組合 所定の時刻

#### 第27条【給与振込・賞与振込の事務委託】

- 1 (省略)
- 2 (省略)
- 3 (省略)

### 第28条【総合振込・口座振込・給与振込・賞与振込共通】

- 1 振込先(口座振込を除く。)として指定できる取扱店は、当組合本支店および全国銀行内国為替制度の加盟金融機関ならびに系統内国為替制度の取扱金融機関の国内本支店とし、振込を指定できる貯金口座(以下、「振込指定口座」といいます。)は当組合所定の科目とします。なお、口座振込の取扱店の範囲は、当組合および当組合と同一県内の農業協同組合・信用農業協同組合連合会の本支店とします。
- 2 (省略)
- 3 (省略)
- 4 (省略)
- 5 振込の不能事由等

次のいずれかに該当する場合、当組合はその振込依頼はなかったものとして取(追加)扱います。

- (1)振込資金が、支払指定口座から払い戻すことができる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)を超え、当組合所定の時限までに自動引落(追加)できなかったとき。なお、支払指定口座からの払出しが本サービスによるものに限らず複数ある場合で、その払出し総額が支払指定口座より払(追加)出すことができる金額を超えるときは、そのいずれを払(追加)出すかは当組合の任意とします。
- (2) (省略)
- (3) (省略)
- (4) 当組合の責(追加) によらない事由により、取引ができなかったとき。
- 6 (省 略)
- <u>7</u> 依頼内容の訂正・組戻し(口座振込を除<u>く</u>。)
- (1)振込取引において、データ送信後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店において次の訂正の手続により取り扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名または振込金額を変更する場合には、次号に規定する組戻しの手続により取り扱います。

改 正 後

(a) (省 略)

(b) (省 略)

b 振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において次の組戻しの手続により取り扱います。組戻手続を行う場合、振込手数料等相当額は返却しません。

### (削除)

<u>(a)</u> (省 略)

(b) (省 略)

- (c) 組戻しされた振込資金は、「振込金組戻・訂正依頼書」に指定された方法により返却します。 (削除) 現金で返却を受けるときは、当組合所定の受取書に支払指定口座の届出の印章により 記名押印のうえ、提出してください。

#### 29 口座振替の事務委託

(1) (省 略)

(2) (省略)

(3) 口座振替依頼書の受理等

- a (省 略)
- b (省略)
- <u>c</u> (省 略)
- d (省略)

# (4) 口座振替の依頼

- **a** 契約者は、貯金者から提出を受けた依頼書および申込書に基づいて当該貯金者<u>あて</u>の請求明細を記録したデータを作成し、当組合に対し、本サービスにより口座振替の依頼を行うものとします。
- **b** 当組合は、記録された請求明細に基づき振替処理を行い、振替結果を次のコードで設定します。

振替済	0
資金不足	1
貯金取引なし	2
貯金者都合による停止	3
口座振替依頼書なし	4

改正前

① (省略)

② (省略)

(2)振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口に おいて次の組戻しの手続により取り扱います。組戻手続を行う場合、振込手数料等相当額は返 却しません。

また組戻しにつきましては、別途手数料がかかりますので、あらかじめご了承ください。

- ① (省 略)
- 2 (省略)
- ③ 組戻しされた振込資金は、「振込金組戻・訂正依頼書」に指定された方法により返却します。 自己宛小切手または 現金で返却を受けるときは、当組合所定の受取書に支払指定口座の届出の 印章により記名押印のうえ、提出してください。
- (3) 前<u>1号</u>、<u>2号</u>の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議を行ってください。

# 第29条【口座振替の事務委託】

- 1 (省略)
- 2 (省略)
- 3 口座振替依頼書の受理等
- (1) (省略)
- (<u>2)</u>(省略)
- (3) (省略)
- (4) (省 略)

# 4 口座振替の依頼

- (1) 契約者は、貯金者から提出を受けた依頼書および申込書に基づいて当該貯金者<u>宛</u>の請求明細を 記録したデータを作成し、当組合に対し、本サービスにより口座振替の依頼を行うものとします。
- (2) 当組合は、記録された請求明細に基づき振替処理を行い、振替結果を次のコードで設定します。

	21 C
振替済	0
資金不足	1
貯金取引なし	2
貯金者都合による停止	3
口座振替依頼書なし	4

		改	正	後	
		委託者の都合による振替停止(削除)	8		
	Ĺ	その他	9		
<u>c</u>	(省	略)			
<u>(5)</u>	<u>(5)</u> 口座振替結果について				
	当組合は振替結果について、以下の時刻から照会できるようにいたします。				
<u>a</u>	a 申込みいただいた振替確定時刻区分が振替日当日の営業開始前…振替日当日の当組合所定の時				
刻					
<u>b</u>	申込	<mark>み</mark> いただいた振替確定時刻区分が振春	<b>季日当日</b>	3 0	)営業開始前以外…振替日の翌営業日の当組
	合所定の時刻				
<u>(6)</u>	(省	略)			
<u>(7)</u>	(省	略)			
<u>(8)</u>	(省	略)			
<u>(9)</u>	(省	略)			
(10)	(省	略)			

30 口座番号確認

(11) (省略)

<u>(1)</u> (省 略)

<u>(2)</u> (省 略)

(3) (省略)

31 口座番号変更

(1) (省 略)

<u>(2)</u> (省 略)

(3) (省略)

第3章 通知サービス

32 通知対象口座

契約者が通知明細を取得する取引明細等の対象口座 (削除) は、契約者が当組合に提出する利用申込書に記載のとおりとします。ただし、取引などの異動がなく通知すべき通知明細が存在しない場合、契約者は通知明細の取得ができません。

	改	正	前
委託者の都合による振替停止止	8		
その他	9		

(3) (省略)

5 口座振替結果について

当組合は振替結果について、以下の時刻から照会できるようにいたします。

(1) 申込(追加) いただいた振替確定時刻区分が振替日当日の営業開始前…振替日当日の当組合所定の時刻(2) 申込(追加) いただいた振替確定時刻区分が振替日当日の営業開始前以外…振替日の翌営業日の当組合所定の時刻

<u>6</u> (省 略)

7 (省略)

8 (省略)

<u>9</u> (省略)

10 (省略)

11(省略)

第30条【口座番号確認】

<u>1</u> (省 略)

<u>2</u> (省 略)

3 (省略)

第31条【口座番号変更】

1 (省略)

<u>2</u> (省 略)

3 (省略)

第3章 通知サービス

第32条【通知対象口座】

契約者が通知明細を取得する取引明細等の対象口座<u>および通知日時</u>は、契約者が当組合に提出する利用申込書に記載のとおりとします。ただし、取引などの異動がなく通知すべき通知明細が存在しない場合、契約者は通知明細の取得ができません。

改 正 後	改正前
33 データの瑕疵	<b>第33条</b> 【データの瑕疵】
(省略)	(省略)
34 金融EDI情報の照会	<u>第34条</u> 【金融EDI情報の照会】
本通知サービスにより当組合が契約者あてに通知した金融EDI情報については、本通知サービスに	
よる方法に限定し、それ以外では当組合は照会に応じません。	よる方法に限定し、それ以外では当組合は照会に応じません。
以上	以上
( <u>2025年10月1日現在</u> )	( <u>2021年2月15日現在</u> )